

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が２年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が２年以上の案件の引受けの制限等について 平成29年４月１日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>令和４年12月20日</u> 一部改正	貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が２年以上の案件の引受けの制限等について 平成29年４月１日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>令和４年６月17日</u> 一部改正	
附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和４年12月20日</u>〕 この改正は、<u>令和５年１月１日</u>から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和４年６月17日</u>〕 この改正は、<u>令和４年７月１日</u>から実施する。	
〔別紙２〕 日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。 ただし、３については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。 １～６ （略） <u>７ G 7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年６月G 7エル</u>	〔別紙２〕 日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。 ただし、３については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。 １～６ （略）	

<u>マウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがあるもの</u> <u>8</u> 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するＯＥＣＤ勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの (1)～(2) （略）	<u>7</u> 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するＯＥＣＤ勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの (1)～(2) （略）	
---	---	--